

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第21号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び財務規則の一部を改正する規則（情報企画課）	1
労働委員会規則	
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
収用委員会規則	
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4

公布された法令のあらまし

●行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び財務規則の一部を改正する規則（規則第25号）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合に関して必要な事項を定める等、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び財務規則の一部を改正する規則

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第2条第1項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 この規則において「電子証明書」とは、次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用条例第6条第1項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が証明したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、行政機関等が別に定めるもの
第3条を削る。

第4条第4項を削り、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「知事等」を「行政機関等」に改め、同項ただし書中「知事」を「行政機関等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「情報通信技術利用条例第3条第1項」を「情報通信技術活用条例第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「知事」を「行政機関等」に改め、同項ただし書を削り、同項第3号中「知事」を「行政機関等」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

情報通信技術活用条例第6条第1項の規定による規則で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第4条第5項中「情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する」を「情報通信技術活用条例第6条第4項の規定による規則で定める」に改め、「であって規則で定めるものは、電子署名又は第2項ただし書に規定する」を「は、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用による電子署名その他の電子署名（電子証明書が併せて送信されるものに限る。）

(2) 第3項ただし書に規定する措置

第4条に次の2項を加える。

6 情報通信技術活用条例第6条第5項の規定による規則で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

7 情報通信技術活用条例第6条第6項の規定による規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある書面等があると行政機関等が認める場合

(3) 申請等に際し提出すべきもののうちに書面等以外の有体物があると行政機関等が認める場合

第4条を第3条とする。

第5条第2項中「情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する」を「情報通信技術活用条例第7条第4項の規定による規則で定める」に、「であって規則で定めるものは、電子署名」を「は、次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電子署名

(2) 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等の氏名又は名称を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置

第5条第2項を同条第5項とする。

第5条第1項中「知事等は、情報通信技術利用条例第4条第1項」を「情報通信技術活用条例第7条第1項」に、「使用して処分通知等を行うとき」を「使用する方法により行う処分通知等について」に、「知事等の」を「行政機関等の」に、「記録しなければならない」を「記録する方法により行うものとする」に改め、同項後段を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

4 情報通信技術活用条例第7条第1項ただし書の規定による規則で定める方式は、次の各号のいずれかに該当する方式とする。

(1) 第1項の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を入力する方式

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を行政機関等の定めるところにより届け出る方式

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

第5条に第1項として次の1項を加える。

情報通信技術活用条例第7条第1項の規定による規則で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって行政機関等の使用に係る電

子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第5条に次の1項を加える。

6 情報通信技術活用条例第7条第5項の規定による規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある書面等があると行政機関等が認める場合
- (3) 処分通知等に際し交付すべきもののうちに書面等以外の有体物があると行政機関等が認める場合

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 情報通信技術活用条例第8条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行う縦覧等については、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は当該事項を行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、同項の規定により当該事項を記載した書類により行う縦覧等については、当該事項を記載した書類を行政機関等の事務所に備え置く方法により、それぞれ行うものとする。

第6条を削る。

第7条第1項中「知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項」を「情報通信技術活用条例第9条第1項」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面に記載すべき」を「電磁的記録により行う作成等については、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「知事等の」を「行政機関等の」に、「方法により作成等を」を「ファイルに記録する方法により」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する」を「情報通信技術活用条例第9条第3項の規定による規則で定める」に、「であって規則で定めるものは、電子署名」を「は、次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子署名
 - (2) 作成等を行った行政機関等の氏名又は名称を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置
- 第7条を第6条に改め、同条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第7条 情報通信技術活用条例第10条第1号の規定による規則で定める手続等は、別表に掲げる手続等とする。

第8条を次のとおり改める。

(添付書面等の省略)

第8条 情報通信技術活用条例第11条の規定による規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、情報通信技術活用条例第11条の規定による規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第9条中「、知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等を」を削り、「行わせ、又は」を「手続等を」に、「、知事が」を「、行政機関等が」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

手続等（情報通信技術活用条例第6条から第9条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、第3条から第6条までに定める方法の例による。

別表を次のとおり改める。

別表（第7条関係）

- 1 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）第5条第2項の規定による登録証の交付又は同条例第10条の規定による登録証の再交付
- 2 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第26条の規定による届出済証の交付
- 3 理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）第8条第1項の規定による理容所検査確認証の交付又は同条第3項の規定による理容所検査確認証の再交付
- 4 美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）第8条第1項の規定による美容所検査確認証の交付又は同条第3項の規定による美容所検査確認証の再交付

- 5 クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）第4条第1項の規定によるクリーニング所検査確認証の交付又は同条第3項の規定によるクリーニング所検査確認証の再交付
- 6 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則（昭和42年兵庫県規則第5号）第10条の規定による特定毒物実地指導員証の交付
- 7 兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第24条、第29条、第41条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）若しくは第45条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は同規則第29条の規定による許可証の再交付

（財務規則の一部改正）

第2条 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第36条中「ときは」を「場合には」に改め、同条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、「電子情報処理組織」の右に「（以下この条において同じ。）」を加え、「に係る歳入の納付」を「について、当該手続により得られた納付情報による歳入の納付であって、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法によるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

労働委員会規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県労働委員会会長 滝澤 功治

兵庫県労働委員会規則第1号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「行政手続等における情報通信の技術の推進等に関する条例施行規則」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

収用委員会規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県収用委員会

会長 山田 誠一

兵庫県収用委員会規則第1号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年兵庫県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。